



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ー ド
代 表 者 名 取 締 役 社 長 岩 崎 元 治
(コード：6982、東証第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 千 葉 新
(TEL. 048-588-1121)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更について」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 8 2 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成 27 年 3 月 27 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、第 8 2 回定時株主総会において承認されることを条件に「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。

これに伴い定款の一部を変更及び見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <条文省略></p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 自動車用部品の製造並びに販売</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>2. 電気電子機器類キャビネット類の製造及び購入並びに販売</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>3. 電気器具類の製造及び販売並びに請負工事</p> <p>4. 電飾看板及びアーケード類の建設並びに請負工事</p> <p>5. 板金並びに樹脂加工及び断熱緩衝資材の製造並びに販売</p> <p>6. コンピュータソフトウェア製造並びに販売</p> <p>7. 土地建物の売買及び賃貸</p> <p>8. スポーツ、レジャー産業の経営</p> <p>9. <条文省略></p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査役</p> <p>(3)監査役会</p> <p>(4)会計監査人</p> <p>第5条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事情により電子公告によることが出来ない場合は日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 自動車用部品の製造ならびに販売</p> <p>2. 農業機械用部品の製造ならびに販売</p> <p>3. 建設機械用部品・建設資材の製造ならびに販売</p> <p>4. 電気・電子機器キャビネット類の製造および購入ならびに販売</p> <p>5. 音響機器ケース類の製造ならびに販売</p> <p>6. 遊戯機器部品の製造ならびに販売</p> <p>7. 電気器具・電飾看板・ソーラー器具類の製造および販売ならびに請負工事</p> <p><削除></p> <p>8. 板金加工ならびに樹脂加工</p> <p><削除></p> <p>9. 土地建物の売買および賃貸</p> <p><削除></p> <p>10. <現行どおり></p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p><削除></p> <p>(2)監査等委員会</p> <p>(3)会計監査人</p> <p>第5条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事情により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第9条 <条文省略>	第6条～第9条 <現行どおり>
第10条 <条文省略>	第10条 <現行どおり>
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって、 <u>定</u> め、これを公告する。	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きに関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。	3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備 <u>え</u> 置きに関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。
第11条 当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令 <u>また</u> は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条 当会社の株式に関する取扱および手数料は、法令 <u>又</u> は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 <条文省略>	第12条 <現行どおり>
第13条 <条文省略>	第13条 <現行どおり>
総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。	2 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に <u>基</u> づき取締役社長がこれを招集する。
第14条 総会の議長には取締役社長が当たり、社長に事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。	第14条 総会の議長には取締役社長が当たり、 <u>取</u> 締役社長に事故あるときは、 <u>取</u> 締役会で予め定めた順序に従い、 <u>他</u> の取締役がこれに代わる。
第15条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載 <u>また</u> は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと <u>みな</u> すことができる。	第15条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載 <u>又</u> は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものと <u>見</u> 做すことができる。
第16条 <条文省略>	第16条 <現行どおり>
第17条 総会の決議は、法令 <u>また</u> は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第17条 総会の決議は、法令 <u>又</u> は本定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>出</u> 席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 <条文省略>	2 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 当社の取締役は <u>10名以内とする。</u></p> <p><新設></p> <p>第19条 取締役は株主総会<u>で</u>選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p>補欠<u>又は増員により</u>選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった<u>もの</u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）は、<u>8名以内とする。</u></p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条 取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>3</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の</u>時までとする。</p> <p>第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第22条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった<u>者</u>を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することがで</p>

現行定款	変更案
<p>3 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内とする。</u></p>	<p>きる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内とする。</u></p>
<p>第22条 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役<u>及び</u>常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>取締役会長、取締役社長<u>及び</u>専務取締役は会社を代表する。</p> <p>取締役社長は取締役会の決議に従い業務の執行を指揮統括し、取締役社長事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p> <p><新設></p>	<p>第23条 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役<u>および</u>常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2 取締役会長、取締役社長<u>および</u>専務取締役は会社を代表する。</p> <p>3 取締役社長は、<u>取締役会の決議に従い業務の執行を指揮統括し、取締役社長事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p> <p>4 <u>取締役会はその決議によって執行役員若干名を選任することができる。</u></p>
<p>第23条 取締役は取締役会を構成し、取締役会は特に法令又は定款に定める事項の<u>外</u>当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</p>	<p>第24条 取締役は取締役会を構成し、取締役会は特に法令又は定款に定める事項の<u>ほか</u>、当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</p>
<p>第24条 <条文省略></p> <p>各取締役は議題<u>及び</u>理由を<u>附して</u>、取締役社長に対して取締役会の招集を請求することができる。</p>	<p>第25条 <現行どおり></p> <p>2 各取締役は、<u>議題および理由を付した書面を提出して</u>、取締役社長に対して取締役会の招集を請求することができる。</p>
<p><新設></p> <p>第25条 取締役会の招集通知は<u>各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急を要する場合又は、取締役及び監査役全員の同意あるときはこの限りでない。</u></p>	<p>3 <u>監査等委員会の選定する監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 取締役全員の同意<u>があるときは、招集</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 <u>26</u> 条 取締役会の議長には取締役社長が当たり、社長に事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第 <u>27</u> 条 <条文省略></p> <p>2 当社は会社法第 370 条の要件を満たす場合は取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 <u>28</u> 条 緊急の要件であって取締役会を招集する暇がないときは取締役社長はこれを臨機処置することができる。 但しこの場合には事後取締役会を招集してその追認を得なければならない。</p>	<p><u>の手続きを経ないで取締役会を開催できる。</u></p> <p>第 <u>27</u> 条 取締役会の議長には取締役社長が当たり、<u>取締役社長に</u>事故あるときは取締役会で予め定めた順序に従い、<u>他の</u>取締役がこれに代わる。</p> <p>第 <u>28</u> 条 <現行どおり></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 370 条の</u>要件を満たす場合は取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものと見做す。</p> <p>第 <u>29</u> 条 緊急の要件であって取締役会に付議できないときは、<u>取締役社長はこれを</u>臨機処置することができる。<u>ただし、この場合には</u>処置後取締役会を招集してその承認を得なければならない。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>第 <u>29</u> 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p>	<p><削除></p>
<p>第 <u>30</u> 条 監査役は株主総会で選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p>第 <u>31</u> 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p>
<p>第 <u>33</u> 条 監査役は監査役会を構成し、監査役会は特に法令又は定款に定める事項の外当会社における監査の方針その他監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p>	<p>第 <u>30</u> 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</p>
<p>第 <u>32</u> 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定す</p>

現行定款	変更案
<p>第 34 条 <u>監査役会</u>は必要に応じ各<u>監査役</u>がこれを招集する。</p> <p>第 35 条 <u>監査役会</u>の招集通知は各<u>監査役</u>に対して会日の 3 日前までに発する<u>ものとする。但し緊急を要する場合又は監査役全員の同意あるときはこの限りでない。</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会</u>に関する事項は法令又は本定款のほか<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>第 37 条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額の範囲内とする。</u></p>	<p>ることができる。</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会</u>は必要に応じ各<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条 会計監査人は株主総会の決議によってこれを選任する。</p> <p>第 40 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条 会計監査人は、<u>株主総会</u>の決議によってこれを選任する。</p> <p>第 35 条 会計監査人の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会</u>において別段の決議がされなかったときは、</p>

現行定款	変更案
<p>定時株主総会において再任されたものと見なす。</p> <p>第 41 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 42 条 < 条文省略 ></p> <p>第 43 条 < 条文省略 ></p> <p>配当財産が金銭である場合はその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>	<p>当該定時株主総会において再任されたものと見做す。</p> <p>第 36 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 37 条 < 現行どおり ></p> <p>第 38 条 < 現行どおり ></p> <p>2 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p>

以 上